

雇児発第 0507001 号
社援発第 0507001 号
老 発第 0507001 号
平成 16 年 5 月 7 日

雇児発 0330 第 11 号
社援発 0330 第 29 号
老 発 0330 第 6 号
平成 22 年 3 月 30 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

福祉サービス第三者評価事業に関する指針について

福祉サービス第三者評価（社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「福祉サービス第三者評価事業」という。）については、平成 16 年 5 月 7 日付け雇児発第 0507001 号、社援発第 0507001 号、老発第 0507001 号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」、により実施しているところであるが、同指針で示す各種ガイドラインについては、平成 19 年度より、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた「評価基準等委員会」において見直しが実施されたところである。

今般、同委員会報告を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に示す各種ガイドラインについて、別添のとおり一部改正をしたので、都道府県推進組織、貴管内市町村及び関係者に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配慮願いたい。

なお、本指針については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

また、福祉サービス第三者評価事業の実施に当たっては、引き続き、下記の事項についてご留意いただくよう併せてお願いする。

おって、平成 17 年 5 月 26 日付け雇児保発第 0526001 号、社援基発第 0526001 号「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」については、平成 22 年度中に見直しの予定があることを申し添える。

記

- 1 福祉サービスの経営者が評価機関に評価を依頼する費用については、施設経理区分（施設会計）から必要な支出を行うことも差し支えないものであること。
- 2 平成 16 年 3 月 12 日付け雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」において、本指針に基づき福祉サービス第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていることが、社会福祉施設における運営費（措置費）の弾力運用が認められる要件の一つとされていること。
また、平成 12 年 3 月 30 日付け児発第 299 号「保育所運営費の経理等について」においても、原則、本指針に基づき福祉サービス第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていることが、保育所における運営費の弾力運用が認められる要件の一つとされていること。
- 3 平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発 273 号「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」において、本指針に基づき福祉サービス第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、福祉サービスの質の向上に努めていることが、法人の指導監査の実施頻度を勘案する際の所轄庁の判断材料の一つとされていること。
- 4 都道府県推進組織は、独立行政法人福祉医療機構が有する福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）に構築されている福祉サービス第三者評価情報システムの活用を図られたいこと。
- 5 全国の推進組織における業務のうち児童福祉施設に関する研修は、当分の間、全社協及び社団法人全国保育士養成協議会において共同で実施されること。

(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ

社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

(3) 国の責務

社会福祉法第78条第2項では、国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務であること。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進体制

(1) 全国の推進組織

ア 業務

全社協は、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）に対する支援を行う観点から、以下の業務を行うこと。

- ① 都道府県推進組織に関するガイドライン（別添1）の策定・更新に関すること
- ② 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン（別添2）の策定・更新に関すること
- ③ 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（別添3）の策定・

更新に関すること

- ④ 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン（別添４）の策定・更新に関すること
- ⑤ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム（別添５）の作成・更新その他評価調査者養成研修に関すること
- ⑥ 福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発に関すること
- ⑦ その他福祉サービス第三者評価事業の推進に関すること

イ 組織

アの業務を実施するに当たり、

- ① 福祉サービス第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、学識経験者等で構成される評価基準等委員会
- ② 福祉サービス第三者評価基準及び福祉サービス第三者評価機関認証要件等に関する情報交換その他福祉サービス第三者評価事業に関する普及・啓発のための協議を行うため、都道府県推進組織及び福祉サービス第三者評価機関を構成員とする評価事業普及協議会

が各々全社協に設置されること。

（２）都道府県の推進組織

都道府県は、都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県推進組織を設置すること。